常不軽品三十箇の大事

第一 常不軽の事

御義口伝に云はく、常の字は三世の不軽の事なり、不軽とは一切衆生の内証所具の三 因仏性を指すなり。仏性とは法性なり、法性とは妙法蓮華経なり云云。

第二 得大勢菩薩の事

御義口伝に云はく、得とは応身なり、大とは法身なり、勢とは報身なり。又得とは仮 諦なり、大とは中道なり、勢とは空諦なり。円融の三諦三身なり。

第三 威音王の事

御義口伝に云はく、威とは色法なり、音とは心法なり、王とは色心不二を王と名づくるなり。末法に入っては南無妙法蓮華経と唱へ奉る、是 併 ら威音王なり云云。其の故は、音とは一切権教の題目等なり、威とは首題の五字なり、王とは法華の行者なり云云。 法華経の題目は獅子の吼ゆるが如く余経は余獣の音の如くなり。諸経中王の故に王と云ふなり。今日蓮等の類南無妙法蓮華経と唱へ奉るは威音王仏なり云云。

第四 凡有所見の事

御義口伝に云はく、今日本国の一切衆生は法華経の題目の機なりと知見するなり云云。

が じんきょうにょとう ふ かんきょうまん しょ い しゃ が にょとうかいぎょう ぼ さつどう とうとく さ ぶつ 第五 我深 敬 汝等 不敢 軽 慢 所以者何 汝等皆 行 菩薩道 当得作仏の事

御義口伝に云はく、此の二十四字と妙法の五字は替はれども其の意は之同じ。二十四字は略法華経なり。

第六 但 行 礼拝の事

御義口伝に云はく、礼拝とは合掌なり、合掌とは法華経なり。此即ち一念三千なり。 故に不専読誦 経 典但 行 礼拝と云ふなり。

第七 乃至遠見の事

御義口伝に云はく、上の凡有所見の見は内証所具の仏性を見るなり、此は理なり。遠見の見は四衆と云ふ間、事なり。仍って上は心法を見、今は色法を見る。色法は本門開悟の四一開会なり。心法を見るは迹門の意、又四一開会なり。遠の一字は寿量品の久遠なり。故に故往礼拝と云へり云云。

第八 心不浄者の事

御義口伝に云はく、謗法の者は色心二法共に不浄なり。先づ心不浄の文は今の此の心 不浄者なり。又身不浄の文は譬喩品に「身常 臭 処垢穢不 浄 」と云へり。今日蓮等の 類 南無妙法蓮華経と唱へ奉る者は色心共に清浄なり。身浄とは法師功徳品に云ふ「 若 持 法華 経 其身甚 清 浄 」の文なり。心浄とは提婆品に云はく「浄心信 敬 」云云。浄とは 法華経の信心なり、不浄とは謗法なり云云。

第九 言是無智比丘の事

御義口伝に云はく、此の文は法華経の明文なり。上慢の四衆不軽菩薩を無智の比丘と罵詈せり。凡有所見の菩薩を無智と云ふ事、第六天の魔王の所為なり。末法に入って日蓮等の類南無妙法蓮華経と唱へ奉る者は、無智の比丘と謗ぜられん事、経文の明鏡なり。無智を以て法華経の機と定めたり。

第十 聞其所説 皆信伏随 従 の事

御義口伝に云はく、聞とは名字即なり、所詮は而強毒之の題目なり、皆とは上慢の四衆等なり、信とは無疑曰信明了なるなり、伏とは法華に帰伏するなり、随とは心を法華経に移すなり、従とは身を此の経に移すなり。所詮今日蓮等の類南無妙法蓮華経と唱へ奉る行者は末法の不軽菩薩なり。

第十一 於四衆中説法 心無所畏の事

御義口伝に云はく、四衆とは日本国の中の一切衆生なり、説法とは南無妙法蓮華経なり、心無所畏とは今日蓮等の類南無妙法蓮華経と呼ばはる所の折伏なり云云。

第十二 常不軽善薩豈異人乎則我身是の事

御義口伝に云はく、過去の不軽菩薩は今日の釈尊なり。此の釈尊は寿量品の教主なり。 寿量品の教主とは我等法華の行者なり。さては我等が事なり。今日蓮等の類は不軽菩薩なり云云。

第十三 常 不値仏 不聞法 不見僧の事

御義口伝に云はく、此の文は不軽菩薩を軽賎するが故に三宝を拝見せざる事、二百億劫地獄に堕ちて大苦悩を受くと云へり。今末法に入って日蓮等の類南無妙法蓮華経と唱へ奉る者を軽賎せん事彼に過ぎたり。彼は千劫、此は至無数劫なり。末法の仏とは凡夫なり、凡夫僧なり。法とは題目なり。僧とは我等行者なり。仏共云はれ、又は凡夫僧共云はるゝなり。深覚円理名之為仏の故なり。円理とは法華経なり。

第十四 畢是罪已 復遇 常 不 軽 菩薩の事

御義口伝に云はく、若し法華誹謗の失を改めて信伏随従する共、浅く有っては無間に 堕つべきなり。先の謗法強きが故に依るなり。百劫無間地獄に堕ちて後に出づる期有つ て又日蓮に値ふべきなり。復遇日蓮なるべし。

第十五 於如来滅後等の事

御義口伝に云はく、不軽菩薩の修行此くの如くなり。仏の滅後に五種に妙法蓮華経を修行すべしと見えたり。正しく是故より下の二十五字は末法日蓮等の類の事なるべし。既に是の故にとをさえて於如来滅後と説かれたり。流通の品成る故なり。総じて流通とは未来当今の為なり。法華経一部は一往は在世の為なり、再往は末法当今の為なり。其の故は妙法蓮華経の五字は三世の諸仏共に許して未来滅後末法の者の為なり。品々の法門は題目の用なり。体の妙法末法の為たらば、何ぞ用の品々別ならんや。此の法門秘す

べし秘すべし。天台の「綱維を提びるに目として動かざること無きが如し」等と釈する此の意なり。妙楽大師は「略して経題を挙ぐるに玄に一部を収む」と。此等を心得ずんば末法の弘通に足らざる者なり。

第十六 此の品の時不軽菩薩の体の事

御義口伝に云はく、不軽菩薩とは十界の衆生なり。三世常住の礼拝の行を立つるなり。 吐く所の語言は妙法の音声なり。獄卒が杖を取って罪人を呵責する体礼拝なり。敢へ て軽慢せざるなり。罪人我を責め成すと思へば不軽菩薩を呵責するなり。折伏の行是なり。

ふ きょう ぼ きつらいはいじゅうしょ 第十七 不軽 菩薩礼拝 住 処の事 十四箇所の礼拝住所の事之有り

御義口伝に云はく、礼拝の住処とは多宝塔中の礼拝なり。其の故は塔婆とは五大の所成なり。五大とは地水火風空なり。此を多宝の塔共云ふなり。法界広しと雖も此の五大には過ぎざるなり。故に塔中の礼拝と相伝するなり。秘すべし秘すべし。

第十八 開示悟入礼拝住処の事

御義口伝に云はく、開示悟入の四仏知見を住処とするなり。然る間方便品の此の文を 礼拝の住処と云ふなり。此は「内に不軽の解を懐く」と釈せり。解とは正因仏性を具足 すと釈するなり。開仏知見とは此の仏性を開かしめんとて仏は出現し玉ふなり。

第十九 毎首作是念の文礼拝住処の事

御義口伝に云はく、毎の字は三世なり。念とは一切衆生の仏性を念じたまひしなり。 你って速成就仏身と皆当作仏とは同じ事なり。 仍って此の一文を相伝せり。 天台大師は、 開三顕一 開近顕遠と釈せり。 秘すべし秘すべし。

第二十 我本行菩薩道の文礼拝住処の事

御義口伝に云はく、我とは本因妙の時を指すなり。本行菩薩道の文は不軽菩薩なり。 此を礼拝の住処と指すなり云云。

第廿一 生老病死の礼拝住処の事

御義口伝に云はく、一切衆生生老病死を厭離せず、無常遷滅の当体に迷ふに依って後世菩提を覚知せざるなり。此を示す時、煩悩即菩提・生死即涅槃と教ふる当体を礼拝と云ふなり。左右の両の手を開く時は煩悩・生死・上慢・不軽各別なり。礼拝する時両の手を合すれば煩悩即菩提・生死即涅槃なり。上慢の四衆の所具の仏性も、不軽所具の仏性も、一種の妙法なりと礼拝するなり云云。

第廿二 法性を礼拝する住処の事

御義口伝に云はく、不軽菩薩法性真如の三因仏性たる南無妙法蓮華経の二十四字に足を立て、無明上慢の四衆を拝するは、蘊在衆生の仏性を礼拝するなり云云。

第廿三 無明を礼拝する住処の事

御義口伝に云はく、自他の隔意を立て、彼は上慢の四衆、我は不軽と云ふ。不軽は

善人、上慢は悪人と、善悪を立つるは無明なり。此に立って礼拝の行を成す時、善悪不二・邪正一如の南無妙法蓮華経と礼拝するなり云云。

第廿四 蓮華の二字の礼拝住処の事

御義口伝に云はく、蓮華とは因果の二法なり。悪因あれば悪果を感じ、善因有れば善果を感ず。内証には汝等三因仏性の善因あり。事に顕はす時は善果と成って皆当作仏すべしと礼拝し玉ふなり云云。

第廿五 実報土の礼拝住処の事

御義口伝に云はく、実報土は竪の時は菩薩の住処なり。仍って不軽菩薩の住処を実報土と定めて、此にて礼拝の行を立て給ふ間、実報土は礼拝の住処なり云云。

第廿六 慈悲の二字の礼拝住処の事

御義口伝に云はく、不軽礼拝の行は皆当作仏と教ふる故に慈悲なり。既に 杖 木瓦 石 を以て 打 擲 すれ共、而強毒之するは慈悲より起これり。仏心とは大慈悲心是なりと説かれたれば、礼拝の住処は慈悲の室に有りと云云。

第廿七 礼拝の住処分真即の事

御義口伝に云はく、菩薩は分真即の位と定むるなり。此の位に立って理即の凡夫を礼拝するなり。之に依って理即の凡夫なる間此の授記を受けずして無智の比丘と謗ぜり云 云。

第廿八 究竟即礼拝住処の事

御義口伝に云はく、凡有所見の見は仏知見なり。仏知見を以て上慢の四衆を礼拝する間、究竟即を礼拝の住処と定むるなり云云。

第廿九 法界礼拝住処の事

御義口伝に云はく、法界に立って礼拝するなり。法界とは広きに非ず狭きに非ず。総じて法とは諸法なり、界とは境界なり。地獄界乃至仏界共に界を法る間、不軽菩薩は不軽菩薩の界に法り、上慢の四衆は四衆の界に法るなり。仍って法界が法界を礼拝するなり。自他不二の礼拝なり。其の故は不軽菩薩の四衆を礼拝すれば、上慢の四衆所具の仏性も又不軽菩薩を礼拝するなり。鏡に向かって礼拝を成す時、浮かべる影又我を礼拝するなり云云。

第三十 礼拝の住処忍辱地の事

御義口伝に云はく、既に上慢の四衆罵詈瞋恚を成して虚妄の授記と謗ると云へ共、不生瞋恚と説く間忍辱地に住して礼拝の行を立つるなり云云。 簡析は当世の学者知らざる事なり云云。 BLT 四箇礼拝の住所なり云云。